



東北学院大学経済学部ディスカッションペーパーシリーズ
#2014-6

金融恐慌・昭和恐慌期の横浜正金銀行
—外国為替銀行の金融危機への対応（その2）—

白鳥 圭志
東北学院大学経済学部

2014 年 12 月

金融恐慌・昭和恐慌期の横浜正金銀行
—外国為替銀行の金融危機への対応（その2）—

白鳥圭志

はじめに

本稿は、拙稿「第一次世界大戦期から関東大震災期までの横浜正金銀行」の続編である。先行研究整理と課題は、基本的にこの別稿と同様に、本部組織の動向に焦点を絞って、金融恐慌期から昭和恐慌期の金融危機や金融制度変化への対応を「過程論的」に検討し、その特徴を明確化することである。しかし、対象時期が変わった関係もあり、ここでは当該期についての先行研究の整理と問題点の指摘のみを新たに行う。

加藤俊彦氏は、金融恐慌期の同行を分析する中で、ニューヨーク、ロンドン両市場で邦銀や日系商社の信用不安が高まったこと、これへの対応として横浜正金銀行が、政府・日銀から援助を受けつつ、救済資金融資を実施したことを明らかにした。本稿での分析もこれと一部、重なる。しかし、加藤説では正金の対応を「過程論」的に検討していない。特に、金融恐慌のどの段階で邦銀の信用不安が高まり、正金が救済に出ざるを得なくなったのが不明瞭である。このほか危機終息にあたり正金の果たした意義と限界についての評価も判然としない。本稿では、これらの諸点を補足する。

これらに加えて、加藤氏は台湾銀行や商社の救済についても言及している。別稿で示したように、反動恐慌以降の横浜正金銀行は、監査役会の経営者に対する規律付けが働いていた。このような規律付けを受ける中で、同行経営陣が経営の健全性と救済に伴う損失発生をどのようにバランスさせたのかが問われる必要がある。この点は、正金の商社救済の役割の大きさを強調する山口和雄氏の見解の再検討にも繋がるであろう。関連して、石井寛治氏は、同行の横浜・神戸両支店の生糸金融を分析する中で、損失の増加を指摘し、生糸貿易金融面での営利性の貫徹と、「生糸内国金融の局面で」の「リスク回避」の失敗を論じた。しかし、不良債権問題も含む同行の経営管理体制が強化された事実を踏まえた時、それにもかかわらず、なぜ、損失が生じたのかが問われなければなるまい。さらに言えば、先行研究では、正金の不良債権処理過程が如何に進展し、収束したのかが論じられていない。本稿では、同行の不良債権処理への取組を具体的に検討し、昭和恐慌の波及により損失が発生したものの、監査役会での規律付けや製糸業者や製糸家個人などへのリスク転嫁を図ることにより損失を極小化し、1933年頃には同行の不良債権問題は、事実上、解決されていたことを明確化する。

山崎弘明氏は、昭和恐慌期の「統制売」や所有外国有価証券の値下がりにより発生した損失が、「統制売」売持額を金輸出再禁止前の「旧相場」で引き直すことや「ロシア政府預金」への「時効適用」で損失の表面化を押さえた上で、「イギリスの金本位制離脱直前におけるタイムリーなポンド先売りの成功」など「多額の臨時収入」に支えられて、「安定

的な収益を維持することができた」ことを指摘した。しかし、この時期に生じた資金流失をどのようにして支えたのかが問われていない。同時に、その背後で正金が金本位制復帰や維持に対して、どのような理由で如何なる姿勢をとったのかも判然としない。これらの諸点を明確化する必要性がある。

このほか、貿易金融の動向に着目して、当該期の横浜正金銀行の経営状況を検討した研究として、平智之氏の見解がある¹。平氏の研究は、基軸店舗であるニューヨーク、ロンドン両支店の動向を中心に、時期別の資金循環の特質を詳細に明らかにしており、非常に重要である。しかし、平氏の研究では、当時の史料的制約もあり、経営内部に立ち入る形で、「過程論的」に正金の金融危機、通貨制度の変化への対応は検討できなかった。特に、正金の不良債権問題についての検討は皆無である。また、監査役会等内部組織による規律付けも未検討であった。平氏の研究の限界を補足する点に本稿の意義がある。

以上の研究動向を踏まえて、本稿では金融恐慌期から昭和恐慌期における正金の金融危機、金融制度変化への対応を明確化したい²。

1. 金融恐慌、昭和恐慌期の為替政策の基本路線—監査役会での質疑から

(1) 金輸出再禁止まで

ここでは監査役会での質疑応答に着目して、その規律付けの実態を明確化する³。その際、問題を明確化するために、金貨圏と銀貨圏の間の為替問題は検討対象から外す。

1927年3月1日の監査役会では、当期中の為替乱調に対処した結果である為替ポジションについて質された。児玉頭取からは巨額の買持があること、為替相場が上昇の一方なので「動ケバ動ク程損失ヲナス」状況であること、又マージンの比率も高いので仕事をし易いことが報告された。さらに銀塊下落時に大量に購入していたので、取扱高の減少にもかかわらずかなりの利益を挙げたことも報告された。

1928年9月1日の監査役会では、為替市場の一般状況と正金の為替ポジションについて質された。児玉頭取からは対ドル、中国市場の概況が説明された後、正金の為替持高が期

※本稿は、2005～2007年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

¹ 平「横浜正金銀行の貿易金融」、『横浜市史Ⅱ』第2巻、同市、1993年、775～841頁。平「金解禁前後の横浜正金銀行」、『市史研究よこはま』第3号、1990年も参照。なお、前期別稿では、平氏の研究を見落としていた。記してお詫び申し上げる次第である。もっとも、ここに記した限界は、第一次世界大戦期から関東大震災期までの時期にも妥当することを付言する。なお、本稿での店舗間の資金繰り等の事実、平論文と部分的に重複する。

² 伊藤正直『日本の対外金融と金融政策 1914～1936』、名古屋大学出版会、1989年、第3・4章でも横浜正金銀行への言及はあるが、経営内部に立ち入った検討はされていない。このほか、菊池道男「日本資本主義の沈滞・危機と横浜正金銀行の経営制度」、『中央学院大学商経論集』第16号、2002年3月；同「円ブロックの形成拡大と横浜正金銀行の経営制度」、『中央学院大学商経論集』第17号、2003年3月がある。人事など本稿が取り上げていない論点も検討されているが、基本的に本稿の課題は未検討である。

³ 以下、特記の無いものは、『監査要録 大正十年度』による。

初 20 百万円だったものが、期末に 12 百万円にまで減少したことが示され、「金融上差支ナキ限り持高ヲ少ナクスルコトニ勉メ」たことが報告された。29 年 3 月 2 日の監査役会でも同様の質疑が出された。ここでも児玉頭取から市場概況が説明された上で、為替資金を「外貨公債ニ乗換」270 万円の利益を挙げたこと、期初買持高 1200 万ドル、期末 100 万ドルであり、「金繰リニ差支ナキ限り買持高減少ニスル様ニ努力シタ」ことが報告された。

同年 9 月 2 日の監査役会でも同様の質疑が出された。児玉頭取からは、正金の過剰資金が「内地」に偏在していることが論じられた上で、「為替相場ノ将来ヲ考フレバ之ヲ遮ニ無ニ海外ニ向クルコトハ為替ノ地位並ニ本行立場上面白カラザルヲ以テ一方英米資金ノ枯渴ヲ救フト共ニ他方ニ於テ内地金融ノ前途ヲ慮リ長期ニ亘ル固定的投資貸出ヲナサズ努メテ短資トシテ放出シテ変調期ニ善処スル」方針を取ったことが報告された。

以上のように、金解禁実施直前期の正金は、円為替の上昇に伴う損失を回避すべく、買持高を減らす為替政策をとっていた。このほか、為替変動リスクを考慮して、国内で過剰となった円資金の海外投資も短期性のものを選択するようにしていた。しかし、このような方針は、金解禁後に大きく変化する。金解禁実施後の 1930 年 3 月 1 日の監査役会でも同様の質疑が出された。児玉頭取からは、金解禁実施と米国投機市場の熱狂と投機資金の流入による「各国金融状態」の「攪乱」ぶりが説明された後、「急激ナル正貨流失ヲ防止スルノ目的」で在外資金の充実を図るために為替急騰時には外貨の「買進ヲ行ヒ原価ヲ以テ其筋ニ売上ゲ本行業務ニ支障ナキ範囲ニ於テ政府政策ニ協力シタ」ことが報告された。周知のことであるが、いわゆる「統制売」を通じて、金本位制維持を政策目標とする政府に協力する方針が取られた。

1931 年 6 月 2 日の監査役会では⁴、児玉頭取から昭和 5 年下半期の為替概況が説明された。ここでは巨額な「統制売」の実態が説明された。その上で、売為替と買為替の内容が説明された。前者中、輸入為替取極及送金為替 104 百万円、市場統制売 105 百万円、政府売上金 69 百万円、その他とも合計 388 百万円であったこと、買為替は輸出為替取極 150 百万円、市場統制売に対する正貨払下げ 6 百万円、正貨払下げ 2.9 百万円、正貨現送 60 百万円、その他とも合計 376 百万円であったことが報告された。その上で、6 月末為替売持 48 百万円は、為替売越額 11 百万円分増加し、60 百万円になったことも報告された。政府からの正貨払下げなどの支援が少ない中にもかかわらず、「統制売」を通じて政府方針に協力していたことが確認される。また、政府の支援策の弱さを考慮した時、金融恐慌以来の国内における過剰資金の存在が、大規模な「統制売」を可能にしたと推論される。この意味で、正金をして大規模「統制売」を可能にした、歴史的な前提条件としての金融恐慌による遊金の発生が指摘されなければならない。

(2) 金輸出再禁止以後

1931 年 12 月 17 日の監査役会では、冒頭、児玉頭取から政権交代に伴う金輸出再禁止に

⁴ 以下、特記の無い議論と引用は、『監査役要録 昭和五年』合綴史料による。

について説明があった。ここでは、金本位制停止以前に「統制売」をしたもので未決済の分は、金輸出再禁止後も金輸出ができること、加えて正金に損失が出ないように「其筋ニ於テ面倒ヲ見テ呉レルトノ諒解」があることが説明された。特に、損失補填については、重ねて同様な説明があり、正金が重視していたことが分かる。既に明らかなように、その損失は政府補償により実施された。その後、32年2月25日の監査役会では、「統制売」残高の始末が完了したことが報告された。

1932年9月の監査役会では⁵、海外における金利低下への対応が問われた。兎玉頭取からは、為替の先行きが弱きで輸入為替も取組を急ぐものがあるので、これらの金繰のために巨額の借入金を取っていたが、海外資金の充実に努めた結果、借入金は減少し、特にロンドン支店での借入金はゼロになったことが説明された。ニューヨーク支店での1千万ドルの借入金があるが、これを皆済すれば新たに借入をする際に困難が生じるので「政略的意味モアリ」借入れていることも論じられた⁶。その上で、「本行ガ日本ニ於テ借入金シナガラ倫敦ニ於テ無利息ノ金ヲ巨額ニ擁スルコトハ一見不利ナルガ如キモコレ海外資金充実に為メ買持ノ Position が巨額ニ達シタル結果ニシテ本行営業ノ性質上必然タルモノナリ」との説明が加えられた。輸入を中心とする貿易資金決済の必要性から「海外資金」＝「買持」の充実策が取られていた。ほぼ同様の説明は、33年3月1日の監査役会でも行われた。その際、資本逃避法の正金経営に与える影響として、「他行ハ法ノ実施ニヨリ資本逃避ニヨル業務ノ壊滅ヲ見、著シク為替上ニ於ケル力ヲ殺ルルコトナリ自然本行ノ力強大ナラシメ本行ハ終始他行ニ比シテ優越ナル地位ヲ持続スルコトヲ得タリ本法ノ実施ハ本行ニ取リテハ良好ナル影響ヲ齎シタリ」との説明がされた。資本逃避法が、外為市場における他行に対する正金の力を優越させたとして、資本逃避法を歓迎していた。さらに別の個所では「海外資金ノ証券ニ対スル運用ハ資本逃避法ニヨリ一般ニハ殆ンド不能ノ有様ナリシモ本行ハ必要ニ応ジテ其事情ヲ説明シ能ク当局ノ諒解ヲ得」られることが述べられている。単なる海外資金の充実面だけではなく、資金運用面でも、資本逃避法は正金に優越的地位をもたらしたことが分かる。このような意味で、資本逃避法は、他行に対する正金の競争力を強化させるものになり、正金経営陣もこのことを十分意識した経営戦略を取った。この点は先行研究では指摘がない。特に強調しておきたい。

管見の限りでは、これ以後の監査役会での説明を見ても、本稿の対象期間内には、正金の為替政策には変化は見られない。つまり、金解禁後、「統制売」を通じて金本位制を支える役割を果たしたのであるが、金輸出再禁止後になると資本逃避法などの資本移動規制に乗っかる形で、正金は、海外資金で証券投資を行うなど、邦銀他行に対して優越的地位を確保する経営戦略に転換した。この点は、先行研究では不明確なので、特に指摘しておきたい。

⁵ 以下、特記の無い議論と引用は『監査役要録 昭和七年上～昭和八年下』合綴史料による。

⁶ この点は、平「横浜正金銀行の貿易金融」、820頁でも指摘されている。

2. 金融恐慌期の横浜正金銀行

(1) 金融恐慌と欧米における邦銀に対する警戒感

金融恐慌については、多数の研究もあるし、以前、筆者も論じた⁷。それゆえ、ここでは、弱小銀行のみならず、近江銀行のような都市銀行下位行も含めて、多数の銀行破綻がみられたこと、この大きな危機は補償法口特融も含む日本銀行の救済融資と高橋是清蔵相主導のモラトリアムなどの政策的対応によって終息したことのみに指摘するに止める。

このような金融危機の変化は海外、特に欧米市場ではどのように受け止められたのであろうか。一例に過ぎないが、**The Economist** の記事を見てみる⁸。最初に金融恐慌関連記事が出るのは、5月5日号であった。そこでは、破綻銀行の殆どが弱小銀行であること、破綻銀行の受け皿として昭和銀行という「ブリッジ・バンク」が設立されたこと、特融法の成立により日本銀行から救済資金が供給されたこと、これらの措置により銀行合同が進むであろうことが述べられていた（932頁）。比較的冷静な報道であったと言える。しかし、6月9日号の報道では、銀行合同促進を目的とする日銀特融が実施されたこと、大銀行の事例として、十五銀行の休業と再開、昭和銀行による近江銀行の救済合併、渡辺銀行が未だ清算されていないことが報じられた（1189-1190頁）。大銀行の破綻に及んだことまで報道されたことは、5月5日号の報道時よりも危機が深刻であることが伝えられていることを示す。なお、管見の限り、その後は日本の金融恐慌についての記事は見出せない。

このように、海外で危機が次第に深刻さを増してくることが報道される中で、横浜正金銀行については次のような自己評価がされている。金融恐慌は「空前の出来事」だったが、正金は「内地ニ在ラハ地位益重キニ加エ海外ニ在テハ信用益固キヲ見タルハ当行ノ為又本邦財界ノ為洵ニ慶賀ニ勝サル所ナリ」⁹と自己評価している。実際、『通達 1927年1、2、3月』合綴の各店舗からの報告を見ると、4月22日付の上海支店発文書が取付と「資金調達殆不能」を伝えているぐらいで、その殆どは取付による資金繰り悪化など、正金の信用動揺を示すものは見出せない。しかし、特に正金の資金循環の基軸であるニューヨーク、ロンドンを中心とする英米の市場では¹⁰、上記の**The Economist**等のメディアの報道がさほど深刻さを伝えていなかったにもかかわらず、邦銀の信用度が問われることになった。紐育支店4月18日発本店宛文書では「米国銀行其他一般人心ニ及ボシタル影響甚大ナリ」

⁷ 研究史も含めて、拙著『両大戦間期における銀行合同政策の展開』、八朔社、2006年、第2・3章を参照。

⁸ 以下、同誌各号、本文記載の頁による。

⁹ 『重役会記録 No.2 大正十四年一月～昭和三年十月』、1927年5月12日取締役会における森村取締役の発言。

¹⁰ 平「横浜正金銀行の貿易金融」、789頁以下によると、正金の資金循環は次のように特徴付けられる。「資金の流れからいえば、基本的には内地本支店が円資金で輸出為替手形を買い取り、その代り金がポンドないしドル資金となってロンドンおよびニューヨーク両支店に集中され、海外支店各店がこれを引当てとして日本向の輸出為替を買い取って日本内地に円資金を回帰させる」。

（中略）「形勢重大為替相場公債相当低落予想セラル」と報告された¹¹。さらに、4月20日付同支店發文書では「当方面案外ニ冷静ナルハ新大蔵大臣（高橋是清—引用者）に信頼シ何等カ救済案アルモノト期待」しているに他ならないからであると報告された。実際、日銀特融や台湾銀行に対する特融もあった¹²。これらが奏功し、日系銀行への悪影響が抑えられたのであろう。ロンドン市場でも、邦銀に対する「危惧」が大きく、「資金充実絶対必要ノ折柄、借入金本日既ニ£5,750,000-/-ニ達シ、最早融通余力ナク金融極度ニ逼迫シタルニ付、大至急正貨£2,000-/-明日実行希望ニ堪ヘズ」と報告された。さらに、4月25日付同支店発本店宛文書では「株式活発、本邦財界動揺当地市場ニモ衝動不安ノ念ヲ懷カシメ一般ニ nervous 本邦公債ノ point 内外低落」とある。ロンドンでも邦銀に対する信用度が低下したため、正金が救済資金を準備する必要性が生じたほか、公債価格の低下が生じた。

このほか、台湾銀行の休業は上海金融市場でも動揺に対する懸念を惹起した。1927年4月18日上海支店発本店宛文書には、「台湾銀行当地支店支那錢莊ヨリ call 其他ニテ三百万兩程借入金アルニ付、同行支店休業ハ相当影響多シ。当地外国銀行孰レモ目下支那錢莊ヨリ借入金多キ際ナレバ、万一之ガ動機トナリ支那錢莊貸金回収開始セバ一層影響大ナルベシ」¹³との報告がされた。もっとも、上海支店4月19日發文書では台湾銀行休業の影響は「大シテ認メ」られないと報告され、当初は大した影響は受けなかったようである。しかし、4月22日上海支店発頭取席宛文書では¹⁴「内地取付ノ影響ヲ蒙リ当地本邦銀行著シク手許逼迫セルガ為メ昨日同業者会合、万一当地ニ於テ支払不能等ノコトアリテハ一大事ニ付対応策相談ノ結果幸ヒ当店手許潤沢ナルヲ以テ為替乗換ノ形式ヲ以テ住友銀行ニ金五拾萬円、朝鮮銀行ニ金壹百萬円限度短期融通承諾セリ」として、正金が住友、朝鮮両行に救済資金を供給した。ただし、4月23日付同支店發文書では、「明後日朝鮮銀行支払不能ニ陥ルベキニ付、他ノ当地本邦銀行モ同様苦境ニ陥ルベシ。依テ本日三井銀行、三菱銀行、住友銀行モ政府銀借入ノ件各幹部ニ電報セリ。協調極力尽力相成度」とある。同じく24日付文書では「朝鮮銀行金融事実ニ於テ窮迫ノ上ニ当地支那人間同行ニ対スル危惧ノ念増大流言多キヲ以テ当地並ニ天津絶対ニ樂觀ヲ許サズ」ともある。さらには、4月23日付頭取席宛文書では¹⁵、「朝鮮銀行当地支店金繰非常ニ困難、当店此上融通ノ余裕ナシ貴地ニ於テ何トカセザレバ当地更ニ混乱スベシ」と報告されていた。市場が大きく動揺することはなかったものの、邦銀の資金繰りはかなり切迫しており、危機顕在化を防ぐために正金上海支店が救済機関としての役割を果たしていたことが読み取れる。

このような状況の中で、4月11日には正金は内務省に対して、台湾銀行向け救済融資のために同日から7月11日の期間限定で1000万米ドルを年五分で預入してくれるように要

¹¹ 以下、特記無き引用と議論は『頭取席要録 昭和2年』

¹² 詳細は拙著『両大戦間期における銀行合同政策の展開』、第3章。

¹³ 『頭取席要録 昭和二年』。

¹⁴ 上海支店「第七六六号」、『通達 1927年4月』合綴。

¹⁵ 上海支店「第七六九号」、同上合綴。

請した¹⁶。この要請は翌日には認められた。さらに、4月23日には正金自身も「海外支店 金融非常ニ逼迫相告」げたため、政府に100万ポンドをロンドン支店に預入するように要請した。本要請も、4月25日付で、期限3か月、年利6分の条件で認められた。さらに、6月13日になると、両者は、貸出期間の2か月延期が申請された。8月22日には、前者の借入中、50万ポンド、後者の内、500万ドルの返済の1か月間猶予が求められた。さらに、「海外支店ノ」(中略)「金融状態依然トシテ緩和致サズ金繰ニ差支」えていたので、7月1日に日本銀行から借入れた30万ポンド、同様に8日に借入れた70万ポンドの2か月間の返済猶予も求めた。正金は、台湾銀行救済の役割を果たそうとした。しかし、金融恐慌を契機に海外市場での信用が低下し、正金、特に海外支店自体も資金調達に苦勞するようになった。その結果、大蔵省や日本銀行への依存を強めることになった。

以上、金融恐慌の初期の時点で、既に海外各地の邦銀の資金事情は切迫していた。これを受けて、正金海外支店もその動向を強く警戒せざるをえなかった。それどころか、正金の海外支店も資金繰りが厳しくなった。しかし、5月、6月に入ると、大蔵省・日本銀行からの救済資金供給もあって、海外各店舗からの切迫した報告等は見られなくなる。その後、周知の高橋是清蔵相を中心とする救済策が奏功し¹⁷、日本の金融事情が一応の落ち着きを回復したためか、正金海外支店の資金繰り逼迫の報告はされなくなる。The Economistの報道を見ても、高橋蔵相期以降の金融恐慌への対応には好意的であるから(前述)、高橋是清の果斷な対応が海外での邦銀の信用不安沈静化に効力を発揮したと見てよからう。

(2) 国内における資金過剰、海外店舗における資金不足の発生

周知のように、金融恐慌以後、大銀行に資金が集中したことに象徴される資金偏在が生じた。正金も同様であった。1927年2月3日と9月1日の借入状況を比べると、それぞれ次のとおりであった¹⁸。コールマネー6000千円→0千円、スタンプ手形残高22,000千円→12,000千円、再割引手形1,000千円で同額、貸出コール残高67,000千円、43,000千円。まず、ここから借入金依存度が低下していることが分かる。さらに、9月16日の頭取席発、上海支店宛文書では¹⁹、「本行内地遊金巨額処置ニ困リ居レル際ニ付、日本向期近物買入、又ハ直買先売、絶対見合相成度」との指示を出した。別の頭取席発各店宛文書でも、スタンプ手形残高12,000千円、再割引手形1,000千円、日銀借入金残高5,000千円、貸出コール残高47,000千円、コール翌日物25,000千円であることが報告された。なお、コール翌

¹⁶ 以下、特記の無い引用と議論は、『諸願伺届留 大正十五年一月～昭和四年十二月』合綴史料による。

¹⁷ この一連経緯については、拙著『両大戦間期における銀行合同政策の展開』第3章を見よ。なお、1927年4月20日付ニューヨーク支店発本店宛文書には「日本財界総崩レノ觀アルモ、当方面案外ニ冷静ナルハ、新大蔵大臣ニ信賴シ何等カ救済案アルモノト期待セラレニ外ナラズ」、『通達、1927年4月』に合綴。

¹⁸ 「頭取席發電 海外各店」、1927年9月1日、『通達 1927年7、8、9月』に合綴。

¹⁹ 「第八〇七号」、同上合綴。次のロンドン支店については頭取席発ロンドン支店宛、1927年9月21日付文書、同上合綴。

日物については、「放出ノ為メ月末準備金借入タリ」とあり、一時的な資金のミスマッチを埋めるためのものであった。貸出コール残高の圧倒的な金額を見れば分かるように、正金は、国内ではかなりの過剰資金を抱えていた。これに対して、ロンドン支店は日本銀行預託金残高 3500 万円が発生しており、ニューヨーク支店とともに資金不足に陥っていた²⁰。1928 年 7 月 17 日付ロンドン支店発頭取席宛文書でも²¹、ニューヨーク支店に百万ポンドの貸越をしているところを、さらにもう百万ポンドの融通が以来されていた。そこには「当店借入金又々百万磅ヲ超過スルニ至ルベク、一時遣繰スルトシテモ斯克テハ両店共全然融通余力ヲ失ヒ、万一ノ場合懸念ニ堪ヘズ」とあり、ロンドン、ニューヨーク支店の切迫ぶりが読み取れる。この状況を踏まえて、28 年 7 月 18 日には頭取席発海外支店宛文書で、「本行買持増加スルニ不拘英米金融逼迫甚シク内地遊金減少ゼズ、為替直先開キ更ニ拡大シテ取引困難也、内地買為替ガ現金化スル迄此状態継続可致、此際海外各店ハ英米資金極力節約スル外、出来ル限り同店金繰援助ノ途ヲ講ジ尚出合引受売相場期近物ヲ日本向荷為替手形以外ノ取引ニ使用スルコト絶対見合相成度」との指示を出した。正金は、金解禁を意識して買為替を増加させていたが²²、これが早急に現金化できないため、最低限の海外向けの支払（「日本向荷為替手形」）の決済以外の取引に外貨を使わず、全行挙げてニューヨーク・ロンドン両支店の資金繰りを支える体制をとろうとした。

以上、正金は、国内では過剰資金を抱え込むと同時に、海外支店、特に「世界各店からの資金需要」に応じていたロンドン支店、同支店の資金不足を支えたニューヨーク支店の資金繰りは逼迫した²³。このように事態が推移した中で、1928 年 10 月 10 日付で頭取席からニューヨーク支店に出された文書が注目される²⁴。そこには、「特融ハ大銀行ノ放資経営難ヲ惹起シテ彼等ヲシテ金解禁ヲ熱望スルニ至ラシメタルガ本行モ大体同様ノ状態ニテ昨年来引続キ各店成績甚不良、今ヤ空前ノ難局ニ直面セルノ感アリ、殊ニ昨年以來遊金処置ニ困却ノ余リ利廻リニ頓着セズシテ放資ニ努メタル方針ノ結果トシテ内外各店ガ低利買為替ヲ盤廻シヲナシ之ト共ニ動モスレバ海外金融逼迫シテ為替直先砂金支払巨額ナルコト収益減少ノ主要原因ト認メラル」との記載がある。国内で巨額の遊金を抱える中で放資先が極めて限られる一方で、他方ではニューヨーク支店、ロンドン支店を中心に海外店舗は資金繰りがひっ迫していた。特に、「内外各店ノ業績甚不良ナルコトノ根本原因ハ既ニ縷々御報知申上ゲタル内地金利安ニアルコトニテ金融市場ハ依然トシテ緩慢持続シ居リ」とあるように、国内の資金偏在を伴う「金利安」は業績を強く圧迫していた。このような国内での過剰資金が、ロンドン・ニューヨーク両支店に回金され、両支店の資金繰りを支えてい

²⁰ 頭取席発紐育支店宛文書、1927 年 11 月 12 日付、『通達 1927 年 10、11、12 月』合綴でも、ニューヨーク支店の資金逼迫ぶりを伝えている。

²¹ 『通達 1928 年 7、8、9 月』に合綴。

²² 白鳥「第一次世界大戦期から関東大震災期までの横浜正金銀行」。

²³ 平「横浜正金銀行の貿易金融」、799～806 頁、特にロンドン支店の資金不足を補ったニューヨーク支店の資金不足ぶりの指摘（804 頁）を参照。

²⁴ 文書タイトル、番号なし、『通達 1928 年 10、11、12 月』に合綴。

たことが指摘されている²⁵。このことは金輸出が停止状態の中で行われていたことを踏まえた時、正金にとっては大きなリスク要因であったことを意味する。金解禁が実施され、為替リスクが無くなれば、国内で生じた遊金を、資金が逼迫している上記両支店を中心とする海外で運用可能になる。同時に、そのことは業績改善が可能になることを意味すると考えられていた。ここに正金が金解禁を「熱望」する状況が生じたのである。

3. 金解禁と横浜正金銀行—資金流失のインパクト

周知のように、日本の金解禁は、世界恐慌が波及する中で行われた。その影響で、正金は、海外支店での為替資金不足と資金融資を、大蔵省に訴えるようになった²⁶。これに加えて、正金は、正貨の現送の増大による資金逼迫を問題視するようになった。1930年7月18日には、日本銀行に147万ポンド、387万ドルの範囲内で、正金が売却した実際の相場で、日銀保有の在外正貨の払下げを求めた。さらに、金解禁に伴い29年12月24日に実施された、大蔵省による正金ニューヨーク支店への1,750万ドル、900万ドルの預入も、資金逼迫のために返済できず、30年8月28日には正金は2か月間の返済猶予を求めた。同様にロンドン支店分120万ポンドも返済猶予を求めた。このような状況は、30年12月16日付文書（大蔵大臣宛、ニューヨーク支店1,500万ドル）、31年2月29日付文書（同ロンドン支店分120万ポンド）、31年6月29日付文書（同ニューヨーク支店分1500万ドル、2650万ドル）、31年11月6日付のニューヨーク支店への1650万ドルの預託、ロンドン支店への120万ポンドの預託を求める大蔵省宛文書からも確認される。さらに、11月27日には、31年9月以降、正金の正貨現送高が為替統制売受渡済額を超えたこと（超過額139百万円、日銀からの融資額180百万円）を理由に、日本銀行に追加の融資を求めるようにもなった（日銀総裁宛文書）。32年に入っても、このような動きは継続した。同7月4日付正金武内副頭取発、大蔵大臣宛文書には、ニューヨーク支店での借入金の担保として、ポンド建て日本国債166万円余り分、同米ドル829万ドル分の正金への貸出、31年7月9日付でロンドン支店の資金繰り確保のために借入れていた120万ポンドの返済期限の2か月間の延期を求めている²⁷。

以上の正金の資金繰り逼迫の理由は、1931年7月7日付の1650万ドル、120万ポンドのニューヨーク支店、ロンドン支店への預託を求める大蔵大臣宛文書にあるように、「本邦ニ於ケル為替市場統制売ノ為弊行海外為替資金不足」になったことが原因であった²⁸。為

²⁵ 平「横浜正金銀行の貿易金融」、804頁。

²⁶ 以下、特記無き引用と議論は『諸願伺届留 昭和五年一月～昭和六年十二月』合綴文書による。なお、文書の発信者は、記載がある場合を除き、児玉謙二頭取である。

²⁷ 以下、特記無いものは、『諸願伺届留 昭和七年一月～昭和七年十二月』に合綴史料による。なお、平「横浜正金銀行の貿易金融」、820頁も32年の正金借入金の8割が日本銀行と国内市場からの円資金調達であったことを指摘している。平論文では貿易面から日銀依存の深化を論じているが、ここで示すように「統制売」への対応がより重要だったことには言及がない（同論文807～815頁）。

²⁸ ちなみに「内地統制売」の大口売却先の残高は次のとおりであった（1931年12月か?）。

替流失が正金の資金繰り悪化を齎し、政府・日本銀行への依存を強めた。なお、『諸願伺届留』を見る限り、上記の 1932 年 7 月以降、資金繰り確保のための政府・日銀に対する借入金や担保借入の要請は見られなくなる。32 年 7 月 5・6 日付ロンドン支店発、頭取席宛文書には「円為替、当地本邦銀行ハ資本逃避防止法ノ為見送殆ンド no market」とある²⁹。同年夏過ぎ以降、正金、特にニューヨーク、ロンドン両支店での資金繰りの悪化は、金輸出再禁止、33 年 4 月の資本逃避防止法の影響により改善に向かったと見られる³⁰。その結果³¹、特に 33 年以降、為替投資が大きく伸び、34 年には 6 億円台、「40%強に近づき」、貸出・割引は減少に向かった。同時に、34 年以降、海外借入が復活するが、「満州事変以降、日本外債を担保とする資金借入がニューヨーク市場で不可能になった」ために、ロンドンでの借入が行われ、35 年には借入金額の 2 割に達し、ニューヨーク支店を上回った。その結果、借入金を含むロンドン支店の資金が、ニューヨーク支店を含む海外各店の資金繰りを支える「中軸」となった。

4. 管理通貨制度下における資本移動規制機関化—商工省のスクリーニング機関化

これ以後、『諸願伺届留』を見る限り、正金の重要な課題は、輸出補償法施行細則第 36 条に基づく海外への送金の可否の審査と、審査を通過した場合の送金になる。つまり、上記のように、為替投資が重要投資になり、なおかつ国内からの資本流失額が 30 年の 270 百万円から 35 年には 498 百万円へと急増する中で³²、1932 年 7 月の資本逃避防止法の制定以後、資本の国際移動阻止が重要課題になった。この課題を達成すべく正金のスクリーニングを通過したものに限り、大蔵、商工両大臣宛に送金許可願いが提出されることになっ

Nat City 18,527 千ドル、三井銀行 12,250 千ドル、三井物産 4,531 千ドル、三菱銀行 1,800 千ドル、住友銀行 2,100 千ドル（頭取席発上海、大連、孟貢、新嘉坡各支店宛文書、1931 年 10 月 2 日付（『通達 1931 年 10、11、12 月』合綴）。通説通りの三井銀行のほか、三井物産も含めて三井関係が国内ではトップだが、外銀にも相当の売却をしていたことが分かる。研究史上、この点に関する指摘はない。なお、史料の日付と記載月が必ずしも整合しないが、その理由は不明である。

²⁹ 『通達 1932 年 7、8、9 月』に合綴。

³⁰ 「頭取席要録第 149 号」、1932 年 7 月 5 日付、ロンドン支店發文書（7 月 4 日付）では、資本逃避法は厳密に解釈すると「日常ノ業務甚ダ局限」されるが、「法ノ精神ヨリ見レバ」（中略）「従前通り一般業務実行差支ナク就中為替売買殊ニ円 T.T.及 Draft 等ノ売買差支ナキモノト思ワレル」とある。実際、『頭取席要録』等の関連史料を見る限り、正金が与信を拒否したのは、1934 年 7 月 4 日付のロンドン支店發文書に記載されている、円直売、先買ニ主力ヲ注ギ居」ことを理由とする三井銀行への与信拒否ぐらいである（「頭取席要録大 45 号」、7 月 4 日、『頭取席要録 昭和九年下半期』に合綴）。さらに、外国為替管理法に基づく大蔵省令改正に伴い、36 年 12 月 1 日より「外国ヨリ外国ニ仕向ケラレタル円為替ノ思惑売買ヲ禁止事項トシテ第二条ニ追加規定セラレタリ」とされ、それ以降、法的に投機資金供給が禁止された（「頭取席要録第 266 号」、36 年 11 月 27 日、『頭取席要録 昭和十一年』に合綴）。

³¹ 以下、平「横浜正金銀行の貿易金融」、827～835 頁による。

³² 伊藤『日本の対外金融と金融政策』、表 4-10（297 頁）。

た。そこには、申請者である横浜正金銀行の所在地と職業、送金方法、送金額、受取人の住所、職業、氏名、送金の予定時期、送金取扱人（正金）の所在地、職業氏名、「送金ノ目的、其他之レヲ必要トスル事由」、「其他参考トナルベキ事項」が記載される。本書類は、枚挙に暇がない。まず、個人取引の一例として、1934年9月5日付で商工、大蔵両大臣宛に提出された「外国送金御許可願」のうち、「送金ノ目的、其他之レヲ必要トスル事由」を示す³³。

「宮本シゲノハ予テ弊行長崎支店ニ金参千四百七円七十六銭也ノ定期預金ヲ致居候處同人ハ大連市ニ移住シ生活ノ本籍ヲ同地ニ移シタル為メ今回右定期預金ノ元利金ヲ大連ニ取寄セ呉度旨弊行大連支店ニ依頼有之、弊行大連支店ハ去ル八月貳拾七日右同人定期預金証書ヲ取立ノ為メ弊行長崎支店ヘ送附シ来リ候、仍テ弊行長崎支店ハ之レガ元利金前期金額ヲ払出シ弊行大連支店宛付替送金スルノ必要有之候」

本引用に見られるように、個人預金の移動までも審査対象とし、その理由も詳細に調べていることが分かる。このような厳しい審査を通じて、正金は、商工省のスクリーニング機関として、国内から海外への資金・資本の移動に制限を加える役割を果たした。

次に法人の資金移動についての史料を例示する。これは1935年11月8日で商工、大蔵両大臣宛に提出された文書の一部である³⁴。

「The Far Eastern Review ハ弊行東京支店ニ当座預金勘定ヲ有シ本邦ニ於テ広告料ヲ徴収シタル都度之レニ預ケ入シ居リ現在残高金壹萬六千四百五拾八円九拾九銭也ニ相成居候處今回右預金ニ対シ金五千元也ノ小切手ヲ振出シ弊行上海支店ハ去ル拾壹月貳日右同人振出小切手ヲ買取り支払ノ上取立ノ為弊行東京支店ヘ送附シ来リ候、仍テ弊行東京支店ハ右小切手ニ対シ The Far Eastern Review ノ当座預金ヨリ前記金額ヲ支払フノ要有之候」（中略）
「右外国ニ於テ為シタル委託ニ基キテ為ス支払御許可被為下度此段申請候也」

ここでも、申請に関連する法人取引先の資金移動の経緯、資金量が記載され、外国での取引であることも付記されている。このように、資金移動の正当性を示した上で、大蔵、商工両大臣に承認を求めている。個人取引同様に資金移動の経緯とこれを承認することの正当性が厳しく審査されていたと言える。

このような正金の行動は、国内経済の「閉鎖体系化」を推進することで、管理通貨制に基づく財政政策の国内での乗数効果を高める役割を果たしていたと言えよう。

³³ 『諸願伺届控 昭和九年八月～昭和九年十二月』合綴。本文書の宛先は大蔵大臣であるが、その前の頁には商工大臣宛に承認を求める文書もある。ここから商工、大蔵両大臣宛とした（次の法人文書も同様）このようなスクリーニングの在り方は、平「横浜正金銀行の貿易金融」など先行研究では検討されていない。

³⁴ 『諸願伺届控 昭和十年十月～昭和十一年一月』合綴史料。

5.不良債権の処理

(1) 監査役会による経営規律付け―商社金融を中心に

別稿でも明らかにしたように、1921年に新設された監査役会は、取引先商社を特殊取引先とそれ以外（三井物産、三菱商事）に分けた上で、頭取に対して経営上の課題について、債務者の品行性格にまでたち及ぶ詳細な質問を行い、経営課題解決の進捗状況まで確認するなど、頭取に代表される執行役員を規律付けした。ここでは、重要な融資対象であった商社を中心に、金融恐慌、昭和恐慌期の監査役会の規律付け機能の在り方を確認する。なお、1927年末の総債権高 858 百万円に対する特殊取引先向けの債権高 490 百万円の比率は 57%を占めていた³⁵。その高比率故に警戒を要する存在であったことは確認できよう。このほか、生糸関係についても、監査役会では経営陣の対応について質疑応答がなされた。この意味で、生糸関係に関しても規律付けが働いていたが、ここでは分析の焦点を絞るため、生糸救済関連の監査役会での質疑動向については項を改めて検討する。

1927年3月1日の監査役会では³⁶、為替相場の動向と買持分についての評価損発生について質問が出された。これに対して、頭取は、「上半季ニ於テハ巨額ノ買持ヲ有シ又為替相場ハ上進一方ナリシニ付働ケバ働ク程損失ヲナスト云フ情態ニテ大ニ困難ナル地位ニアリシガ」、当期になりこれが改善・安定しており、特に銀貨圏では銀塊相場の下落により「大ニ利益ヲ得総取扱高減少ニモ拘ラズ好成績ヲ得タリ」と回答した。

1927年9月1日の監査役会では、日本綿花など四社を中心に貸出資産内容についての質問が出された。「支那動乱」で一番影響を受けたのが日本綿花であり、漢口所在の同社傍系会社が工場を「閉止」して 100 万両余りの商品が搬出不能になり、固定したという。また、同様に傍系会社の日華製油、日華紡織も影響を受けており、日本綿花に損失が生じたという。内外綿化も、同様に「支那動乱」や中国人労働者の「罷工」により損害が発生していたという。日本の中国侵略行動が、日本綿花を中心に正金の資産内容を悪化させていた。

岩井商店も、中国での「動乱」の影響は受けなかったものの、傍系会社には欠損続きのものもあったという。岩井商店自体は、每期 20 万円ほどの利益を挙げて、1920 年以来的繰越損失を「補充」しつつあったという。正金は、「荷物貸渡約七百万円ヲ限度トシ約半額位ノ担保ヲ提供セシメ常ニ注意ヲ怠ラザルガ先ズ心配ナキガ如シ同社トノ総取引ニ対シテ前記担保ノ外岩井勝二郎及岩井豊治両氏ニ連帯保証」をつけてあると回答した。正金は、岩井商店の経営規律付けに加えて、重役個人に貸出リスクを転嫁可能な体制を整えていた。この点は、先行研究が指摘する、単なる経営支援とは異なる。

さらに、鈴木商店の現状についても質問が出された。これに対して、破綻当初 4 千万円あった不良資産は、約一千万円にまで減少したこと、台湾銀行保証 185 万円分に対しては、

³⁵ 『監査役要録 大正十年度』合綴史料による。なお、ここでの総債権高は、史料の状況から見て商社向け貸出の総額と見られる。

³⁶ 以下、特記無きものは、『監査役要録 大正十年度』合綴史料による。

毎月 10 万円を台湾銀行に弁済させているので、悪く見ても担保不足は 200 万円以上にはならないことが報告された。ここでも厳格な回収姿勢とともに、台湾銀行に貸出リスクを転嫁して、損失の極小化を図っていたことが確認される。このほか、生糸価格低下の影響について質問が出された。関東大震災の影響による焼糸手形残高が 300 万円余りあるが、生糸の価格下落で生じた損失はないと報告された。

1928 年 3 月 1 日の監査役会でも、中国「動乱」の影響が取り上げられた。日本綿花については、同社本体に対する貸出増加は綿花買付に関わる季節資金によるものであり心配はないこと、もっとも、中国大陆での投資先会社や中国向けの貿易面で「非常ノ困難ニ遭遇」していることが報告された。その上で、正金としては、「臨機ノ方針ヲ樹テ十分同社ヲ援助シ居ル」が、ニューヨークやボンベイで「相当ノ利益ヲ挙」げることができたので、「business like」に「仕事」をしていることが報告された。その上で、貸出金担保として二千万円を差入れさせているので、「損失ヲ蒙ルコトハ萬々ナカルベシト信ズ」と説明がされた。日本綿花がインドや米国での利益に依存して何とか利益を確保していることは、結果的に見て、それだけ世界大恐慌の影響を受けやすい状況にあったことには注意を促したい。なお、同日の監査役会では「本行特殊ノ取引先ノ内、左ノ会社ハ取引増進取引高巨額ニ達ス注意」として、江商との取引が注意された。これに対して、同社は「財産信用其内容ハ上々ノモノナリ又積立金充実幹部実着ニシテ全然安心ナリ」と回答した。鈴木商店についても、前回説明のとおり、台湾銀行による保証のほか、担保株式の価値が高いために、これらを処分すれば損失は発生しないことが報告された。休業銀行向け貸出の損失については、23 万円余りになることが報告された。焼糸生糸への特別融通の返済状況についても、当期末編入高 114 万円、期末残高 429 万円余りで、山田駒吉の未払い分 38 万円ほどあることが報告された。岩井商店向け貸出に対する質問に対しても、同社の資金繰りが「多忙ヲ極メ」ており「信用取引ニ対シ一層嚴重ニ監視」しているほか、「一般取引ニ対シ重役個人保証ノ外岩井本店ノ保証」も取り付け、さらに担保として預金証書と有価証券等で 460 万円相当を確保しており、「実着」の方なので安心していているとの報告がされた。ここでも、正金は、厳重な資金繰りの監視に加えて、重役等の個人保証や担保提供を通じて、貸出リスクを転嫁する姿勢を示した。

1928 年 9 月 1 日の監査役会では、上述のように、国内の金融緩慢を背景とする「遊資ノ抱擁日増ニ多キヲ加フル」ことを指摘しつつ、「海外各店ヲシテ内地資金ヲ利用セシムル方針ヲ採」ったことが報告された。次に、「支那動乱」の影響について、日華紡織、日本綿花、小津武林起業、江商の各商社の状況が質問された。これに対して、日華紡織は、「商取引盛況」と経費節約、内部組織整理により経営改善の成果をあげつつあること、日本綿花は経営内部の充実を図るため、「一時特別ノ信用ヲ与へ嚴重ニ監査ヲナシ着々其方針ニ進ミツツ」あること、さらには大阪支店支配人に「篤命シテ同社営業上ニ付キ一層ノ監督ヲナサシメ居ル」ことも報告された。小津武林起業も経営不振に陥ったものの、同社経営陣の英断による整理が奏功したこと、そのため正金側は 120 万円を上限とする信用取引協定を締結し

たことが報告された。江商については、目下、問題はないとされた。次に、正金の特殊取引先の状況についての質問がされた。原合名については、焼糸残高 150 万円、ニューヨーク延期手形 380 万ドルについての取立の成案を得て、同社輸出部から挙がる収益 45 万円全額を正金債権へ「返入」することが決まり、「着々」と処理が進んでいることが報告された。千田商会も貸出資産の健全性について「大丈夫ナリト信ズ安心アレ」と報告された。鈴木商店については、担保株からの配当金受取と担保株の最終処分により、帳簿上の損失は発生しないことが説明された。

1929 年 3 月 2 日の監査役会でも、日本綿花や日華紡織などの傍系会社への貸出について質問が出された。前者への貸出膨張は綿花購入に伴う季節性のものであること、後者への貸出は日本綿花振出、日華紡織裏書の融通手形が増加しており、「甚ダ面白カラザル固定資産ノ有様ナリ注意」と説明がされた。実際、28 年 10 月 25 日の残高は 641 万円、同年 12 月 25 日のそれは 728 万円であった。この貸出が問題視されていた。小津武林起業については、残念ながら経営破綻に至ったこと、重役不動産の差押えなどを行ったものの、帳簿上 20 万円ほどの損失が出ており、将来的には百万円余りにまで増加する見込みであることが説明された。江商と東洋綿花については手堅い営業を行っている旨の報告がされた。糖業関係 5 社については、塩水港が千万円、大正製糖は、目下、和議が進行中で、5 万円位の損失見込みであること、久原商事は債権残高 1483 万円余りに対して、担保等で 1600 万円がカバーされていることが説明された。この頃から損失が増えだしたことは注目される。

1929 年 9 月 2 日の監査役会では、日華紡績について新株金払込みを徴収する時期ではないかとの質問がされた。これに対して、頭取は、同社の業績の回復は認めたものの、新株払込みの徴収については、具体的な回答はしなかった。久原商事については、同社の営業を新設された日本鉱業株式に譲渡するので、債権の保管上手落ちがないようにする必要があることが報告された。鈴木商店については、損失発生見込みであるが、その後の情勢はどうであるかとの質問が出された。頭取は、同社の財務内容を説明の上で、株式時価が約 18 万円減少したことを報告した。塩水港製糖については、他行に先立ち「荷物貸渡金ノ整理」を行い、償却案を同意交渉中であることが報告された。鈴木商店については、51 千円余りを償却の上で、哇糖損失 145 千円は鈴木商店の確認を得た上で、同店の整理債権に繰り入れることが報告された。小津武林起業については、担保中の付属荷物価格下落のために、94 万円余りの損失を蒙ったこと、重役個人保証が 80 万円分あるものの、相続事件発生のために、170 万円余りが全損になることが報告された。

1930 年 3 月 1 日の監査役会では、まず、監査役側から、経営環境の変化に関連して、民政党内閣への政権交代に伴い、金解禁が「可及的速行」されたこと、米国投機市場が「熱狂」状態になり、米国内のみならず各国資金が米国に流入し、「一時著シキ高金利時代」が出現したこと、このような状態は 29 年 10 月下旬のニューヨーク株式市場の暴落により、一転、低金利状態に変化したことが述べられた。その上で、対米貿易と関わりの深い日本綿花、江商、東洋拓殖の各社への影響について説明が求められた。日本綿花については、

大阪支店の調査により、増資株消化のために配当金支払いを行ったこと、会社の全財産、重役個人財産を正金側に提供させた上で連帯保証を取り、13 千万円の取引の担保に充てたことが報告された。その上で、同社の破綻は、正金の経営に大打撃を与えるために、今後は同社の「老舗と各地にある機関ト経験アル社員トニヨリ嚴重監督」の下で営業を継続させること、今後 12 年間無配を継続することが述べられ、これらの手段により「充分整理ノ途」があることが報告された。さらに、同社の傍系企業又は同社が大株主になっている日華製油、日華紡織、辻紡績は「先ヅ相当ニ成績良好ナリ」と報告された。

江商については、恐慌の影響で利益が急減し（前期 27 万円、当期 7 万円）、本店の損失が 120 万円、南洋でも 10 万円の損失が出たという。これをインドと中国で得た利益 50 万円と差引すると 81 万円の欠損になったという。これを「従来ノ繰越益」で補い、結局、28 万円の繰越金を残したという。東洋綿花は、不景気対策を早めにとっていた関係で、利益金が 80 万円と少ないことには不満が表明されたが、それ以外の問題は指摘されなかった。

監査役会は、日華紡織ほか 7 社の状況を質問した。日華紡織については、簿外損失 49 万両の償却が終わり内容改善が著しいこと、原合名については、不況の影響で業績がよくないことを指摘した上で、焼糸貸金 1,824 千円と延期手形 3,550 千円の年賦返金中、僅か 84 千円入金を見ただけに終わったことが報告された。岩井商店は、「常ニ注意ヲ怠ラズ」にいるが、同社の整理は終わって、心配が無いと言われているが、担保株の殆どが傍系会社の株式なので心配している旨の報告がされた。塩水港製糖については、1927 年の失敗以来、経営内容の改善に努めており、整理債務勘定は 28 年末に比べて 535 万円減少したことが報告された。小津武林起業は破産申請を出しており審理中であること、相続人所有の山林 85 万円の差入れを条件に破産申請取下げに応じて欲しいというので、目下、交渉中であることが報告された。鈴木商店については、前期末に対して、株式配当入金や手形入金により 275 千円減少したという。ただし、価格下落を背景に、778 千円余りの担保不足が生じたという。焼糸手形年賦金のその後の経過についての質問に対して、頭取からは「原料高製品安」を背景とする製糸家の経営難を背景に回収難に直面していること、債務者 14 名中、元利入金したものは 7 名に過ぎなかったことが報告された。なお、正金を唯一の取引先としている日本綿花については、その状況が別文書で詳細に報告されていた。正金が日本綿花をかなり重要視していたことが分かる。

1930 年 9 月の監査役会でも³⁷、商社との取引が問題となった。東洋綿花については「棉花続落、綿糸海外輸出不振ノ為」、業績が思わしくないことが、江商について 3 月末決算で 138 千円の損失発生を背景に「鋭意警戒ヲ加ヘ居リタルコトテ他ノ同業者ニ比スレバ比較的好都合ニ切抜ケタル方ナリ」と頭取から報告された。江商に関しては、同社に対する警戒姿勢もあり、業績を立て直しつつあった。岩井商店については、「常ニ注意ヲ払ヒ居ルガ」、関係者によれば同社は既に整理済みなので大丈夫だというのが、正金への提供担保が「同社傍系会社ノ株券ナレバ万一ノ際ニハ多少ノ損失ハ蒙ルナラント憂慮シ居レリ」と報告され

³⁷ 以下、特記無き引用と議論は『監査役要録 昭和五年』による。

た。担保面での弱さが、正金をして同社への警戒を常に怠らない理由だったと判断される。これらの頭取からの報告の中でも重要なのは、正金の主要取引先の1つである日本綿花の破綻であろう。同社は、整理のために1/5に減資したうえで、正金から資金援助を受けていた。監査役会では、その整理は上手く進展しているのか、との質問が出された。頭取からは同社は「往年好況時代ノ惰性ニ駆ラレ緊縮商策転換ノ機ヲ逸シ常ニ營業範圍ヲ拡張シテ無闇ニ傍系企業ニ巨資ヲ注ギ込ミ世界的不景氣ニ反抗シテ積極の方針ニ邁進シタル結果究極今春ノ難局ニ遭遇シ遂ニ三月締切決算ニ於テ三千八百万円ノ欠損ヲ形状シ各種積立金及ビ六割減資ニヨリ損失ヲ補填シ整理立直ヲ断行セリ」との説明がされた。その上で、長年の特別な取引関係を考慮して、「同社再興ノ為メ救済整理ヲ為スコトニ決定シタ」という。具体的には、特別融通口と普通融通口に分けた上で、前者は、信用限度額19,210千円に対して徴収している担保を特別融通口のそれに振替えた上で、「各信用限度（貸出限度額のこと一引用者）ハ之ヲ全廢」した。6月末融通残高33,651千円に対して、担保は不動産17,130千円、有価証券14,022千円を中心に33,538千円分徴収していた。後者については、信用限度額撤廢の結果、「各店ニ於テハ爾今各取引内容ノ報告ヲ受ケ担保取引ヲ原則トシ信用取引ノ場合ト雖背後ニ必ズ商品アルコトヲ要シ短期間ニ為替取引決済シ得ルモノニ限り充分監督」する方針で臨むことが説明された。この記述から、正金は、傍系企業を通じた同社の経営規模の拡大を有効に監視できなかったこと、貸出限度額の撤廢により大規模な救済に着手したことが分かる。以後、詳細は省略するが、監査役会で日本綿花については、傍系会社の収支状況、資産内容も含めて経営監視を行った。

このような状況が変わるのは、1932年2月25日の監査役会からである。それ以前には取引先毎に経営状況についての質問が出された。しかし、そこでの質疑の中心は為替統制売の状況など、外為取引関係が大半であった。商社関係の質疑もあったが、頭取からは、日本綿花、江商、東洋綿花については、業績の回復と資産内容の良化が報告された。ただし、生糸商である原合名については「会社ハ成績悪クシテ旨ク行カズ彼ノ製糸機械ノ如キモ糸切断シ旨ク行カザレバ予期ノ成績挙カラズ之レニヨル原更生ノ見込ナシ」と判断された。特に「原ノ主人ハ昔ノ好景氣時代ヲ夢ミ体面ヲ飾リ横浜ノ大御所ヲ以テ自カラ任シ居レルニ付一時ニ其面目ヲ失ハシムルコトモ信用ニ係ルコトニテ実行難アルモノアルガ營業ノ成績ハヨロシカラザルニヨリ目下今後ノ経営方針ヲ研究中ナリ」として、原の安易な経営環境認識ぶりや、横浜の「大御所」ぶりが整理推進の足枷となっているとの指摘は大変興味深い。さらに、同年4月25日、9月1日の監査役会でも³⁸、商社向け取引状態は殆ど問題視されていない。9月1日の監査役会で、投機的取引を戒めていることを理由に、日本綿花の成績改善が「遅々トシテ進」まないことが指摘されているぐらいである。このような遅れも、33年8月1日の監査役会では、金本位制離脱と為替レートの低落により市場が活況を呈しているので、業績の改善が見込まれていることが示すように、改善の方向に向

³⁸ 以下、特記無き引用と議論は、『監査役要録 昭和七年上～昭和八年上』による。

かうようになっていた。後に見る生糸金融関連、商社で言えば原合名関連³⁹を除けば、32年の早い段階で、正金にとっての商社取引問題はほぼ終息していたと言えよう。

以上、監査役会から規律付けを受けつつ、経営陣は債権保全を図った。その結果、日本綿花関連で大きな損失を負ったことは限界として指摘する必要性はあるが、経営危機に陥るまでに資産内容を悪化させることもなく、昭和恐慌期を乗り切ったと言えよう。その際、正金は、巨額の救済融資を行った日本綿花を除けば、重役個人資産の提出を求めるなど、他にリスク転嫁する姿勢を強く示した。この点を踏まえた場合、融資を中心とした正金側の負担である商社救済の側面を強調するのは問題であろう⁴⁰。

(2) 監査役会での規律付け—生糸救済融資関係

監査役会で生糸関係取引が最初に問題視されたのは、1930年9月1日であった。そこででは監査役側から「共同保管並ニ補償法ニ拠ル生糸手形ノ始末ニ関シテ御苦心ノ事ト思フガ兎ニ角国家ノ為ニハ重大ナル問題ナランモ当行株主ノミガ損失ヲ蒙ルベキ理由ナキニ付充分御配慮ヲ願ヒタシ」との指摘が出された。株主利益の観点から生糸救済融資で損失を回避すべき方策を問い質したものと考えられる。これに対して、頭取から「補償問題ノ結果ニ関シテハ甚ダ不明ニシテ誠ニ申訳ナキ次第ナルガ何分生糸価格ガ一瞬間ニ暴落シタル為メ如何トモ処置出来ズ政府ノ補償額ハ壱千五百万円ナルモ結局総額三千万円ニハ拡張サルルコトト思フ」と回答した（太字は引用者）。ここで太字部分が注目される。児玉頭取は、「過程論的」に見た場合、昭和恐慌の急速かつ深刻な影響を事前に予測することは困難だった。この点は後述するように、児玉の生糸向け融資姿勢の甘さを強調する研究史との関係で重要である。なお、この場では1929年末現在の焼失生糸貸付金残高が1,547千円、監査役会当日現在で1,544千円であることも報告された。ここでの減少は1927・28両年度の年賦金支払いによるものであった。

1931年3月2日の監査役会では⁴¹、監査役から「共同保管並ニ補償法ニ拠ル生糸手形ノ其後ノ情況並ニ横浜、神戸ニ於ケル生糸問屋ノ現状如何」との質問が出された。頭取からは従来帝国蚕糸会社から1俵ごとに4円50銭の積立金を徴収してきたが、本年7月からこれを7円に増額の上で回収を図ることを説明した。なお、ここでは担保品処分後でなければ、政府の補償金は受けられないことも説明されていた。政府負担が極小化される法律内容だったため、正金の回収姿勢も弛緩しない内容になっていたことが分かる。

焼失生糸については、1930年末残高1,486千円であることが示された上で、生糸不況を背景に各債務者から「年賦延長」が求められたが、「之ヲ承諾」しなかったことが報告され

³⁹ 1936年3月2日の監査役会でも、原合名の不成績ぶりが指摘されている。もっとも、原の全財産が担保として正金に提供されているので、貸付金の回収は問題がなかったようである（『監査要録 昭和11年上～昭和11年下』、70～73頁）。

⁴⁰ これは前述の山口和雄「横浜正金銀行と貿易商社」、200頁の商社金融全般に対する批判である。

⁴¹ 以下、特記無い引用と議論は、『監査役要録 昭和五年』に合綴史料による。

た。ここにも、昭和恐慌の渦中でさえ正金の回収姿勢が弛緩しなかったことが示されている。31年9月1日の監査役会でも共同保管生糸、補償法による生糸融資について質問が出された。児玉頭取からは、まず、蚕糸中央会が関連生糸を売却しようとしたものの、価格下落のために中止したことが説明された。現在の価格水準では、製糸家が自力返済するには3～40年はかかることが説明された上で、大量の処分は無理なので、政府から要請されている売止を実行して、その責任を政府に転嫁する方針が示された。その後、監査役側から蚕糸関係資金の回収状態と新規資金の貸出状況が質された。ここでは貸出した前資金総額2,864千円、回収高2,186千円、回収率76%であることが報告された。その上で、「厳密ナル査定」の上で、横浜本店3,321千円、神戸支店3,169千円が新規融資されることが述べられた。その際、貸出予定総額6,490千円中、担保又は第三者の補償付のものが4,415千円になることが示された。ここでも「査定ノ厳密」さや担保・保証人の確保が重視されていることが分かる。

1932年3月1日の監査役会でも⁴²、「共同保管並ニ補償法ニ抛ル生糸手形ノ其後ノ情況」が質された。ここでは農林省が蚕糸業界の「癌」である「補償生糸」の早期処分実施の方針で調整を進めているが、政府がどれだけ損失負担するか方針が定かでない状況であることが説明された。正金としては、補償金840千円分の公債代金330千円を入金と考えて、債権残高を40,495千円として記帳している旨が報告された。共同保管生糸は、21千円の入金があり、年末残高は28千円であることが報告された。焼失生糸融資については、昨年34千円の入金があり、31年末残高が1,451千円になることが示された。その上で、「普通貸付金」に準じた回収を行う方針が説明された。さらに、年賦金棒引きないし減額が求められたが、これは拒否したことも述べられた。正金の回収姿勢の強さがここからも読み取れる。

同年4月26日の監査役会では、頭取から後述する旭シルクとの生糸売買契約について説明がされた。その上で、共同保管生糸、補償法生糸について昨年10月までは元金のほか金利を取得していたが、その後、金利倉敷料は放棄せざるを得なくなったことが説明された。その上で、このような方針の了承を求めた。6月9日の監査役会では、旭シルクとの契約破断により（後述）、年間百万円の犠牲を払うことになることが説明された。その上で、製糸家負担分は38,500千円、11年間での回収になることが示された上で、「其方法」（内容不明）が講じられれば、安全に回収できると考えられていることが述べられた。ここでは、その根拠が説明されていないが、長期に年賦返済すれば、製糸家の負担が軽減されるので、回収は可能と見たのであろう。32年9月1日の監査役会でも、正金が負担する損失額が質問された。頭取からは、補償糸、共同保管糸の処分後に36,958千円が残額になり、これを半年毎に分割払いさせることで損失を回避することが説明された。

1933年3月1日の監査役会では、滞貨生糸の政府買収と損失補償額が質された。これについては、9月にはすべての生糸を売却し、第一回の損失補償として五分利付4,342千円の交付を受けること、さらに11月4日と12月8日には補償公債全額11,559千円の交付を受

⁴² 以下、特記無き議論と引用は、『監査役要録 昭和七年～昭和八年』合綴史料による。

けることが報告された。さらに、日付は不明だが、1933 年下期に開催されたと見られる監査役会でも、滞貸生糸の返済について質問が出された⁴³。ここでは、1942 年 6 月末までに回収することが説明された。

これ以後、『監査役要録』には焼失生糸、共同管理生糸、補償法生糸のいずれを問わず、関連する質疑は見出せない。以上の検討からも明らかなように、昭和恐慌による蚕糸業界の打撃や急変を予想し得なかったという止むを得ない限界はあったが、株主利益確保の立場も考慮に入れた監査役会からの規律付けを受けて、正金の融資姿勢、特に貸出リスク回避姿勢は総じて強かったと言えよう。

(3) 生糸関係不良債権の処理過程

まず、生糸関係不良債権について焦点になるのは共同保管生糸の処分である。まず、1927 年 5 月 12 日には、「共同保管生糸半額解除売出ノ事」が議論された⁴⁴。同 16 日には「共同保管生糸売行引続キ良好ニテ残荷僅カニ二千俵トノ事」とある。つまり、金融恐慌後の景気回復時に保管生糸の処分を行い、不良資産の極小化を図った。しかし、11 月 10 日の重役会では「蚕糸市価維持ノタメ五万梱リ限り一梱ニ付金七万五十円（内六万五十円本行売約）帝国蚕糸株式会社へ融通ノ件成行ニ付報告アリタリ」とある。同 17 日の重役会によれば、この融通契約は調印された。この時から正金は、帝国蚕糸株式会社と共に生糸救済に乗り出した。さらに、国内金融経済、特に製糸・養蚕地帯の動揺は、新たな不良債権を発生させた。1928 年の福島県銀行動揺を原因に⁴⁵、福島銀行に 17 万円の不良貸が生じた。同行頭取の吉野周太郎個人にも補償させたものの、全額回収には至らず上記金額の不良債権が生じた。29 年 10 月 24 日には横浜生糸株式会社の清算に伴い 25 万円の不良債権が発生した（貸付金総額は 50 万円）。正金は、同社株主に未払込み株金 3,280 千円を払い込ませたで減資を行い、全額 500 千円を重役から徴収した。これにより重役個人に依存して 25 万円を回収した。

昭和恐慌が発生した 1930 年 3 月に糸価安定融資補償法が発動されると⁴⁶、上同 29 日に農林大臣と補償契約を締結し、農林中央金庫の引受残額 350 万円を正金が引受けた。本法の主要内容は、①30 年 6 月 10 日までに融資した資金を対象とし、②担保生糸一荷口に付き 1,900 円を限度とし、一荷口毎に計算する、③総額は 15,732 千円を限度とする、③資金の融通期限は、融通日より満 6 か月とするが、農林大臣が必要性を認めたときは、資金融通の停止、回収又は融通期限の延長を命じることがある、④損失保証金は五分利国債証券で交付する、⑤担保生糸を処分する時は、農林大臣の許可を受けること、であった。さら

⁴³ 以下、特記無き引用と議論は『監査役要録 昭和八年下～昭和十年上』合綴史料による。

⁴⁴ 以下、特記無き引用と議論は、『重役会記録 No.2 大正十四年一月～昭和三年十月』合綴史料による。

⁴⁵ 白鳥『両大戦間期における銀行合同政策の展開』、第 4 章を参照。

⁴⁶ 以下、特記無きものは、『重役会備忘録 No.3 昭和三年十一月～昭和五年十二月』による。

に、正金は 41 百万円の融通金を分担させられた。本法は、政府補償を付けることで、正金にリスク回避志向を弱める誘因を付与すると同時に、農林大臣が必要性を認めた場合には融資延長をしなければならないものであった。この意味で、金融恐慌期までに見られた強いリスク回避志向に変化をし得るものであった⁴⁷。

それでは、正金の具体的な融資状況はどのようなものであったか。1930 年 6 月 12 日の重役会で頭取から説明があった。その中でも、本稿では次の点を重視したい。①融資残高は 82,740 俵、103,425 千円であり、これらは強制保管と一括して予定の俵数に含入したが、その効果は只今のところ、予期に反して失敗している、②この含入分は、当初から品質を「特ニ吟味」したが、「粗品持込」の数が多いため、検査を厳格化した。しかし、市価が低落を続けるにしたがって当事者（借手）側から自発的に一俵あたりの貸出額 1,250 円の内から 100 円ないし 150 円を担保として正金に預け入れるとの提案があり、蚕糸局長と相談の上で、5 月 30 日以降、これを受け入れた。この金額を控除した時の融資残高は 101,716 千円、一俵当たり平均 1,229 円となった。③時価 90 円を考慮した時、一俵当たりの不足額は 319 円、政府補償金額 190 円を差し引くと、不足額は 129 円となる。正金の不足総額は 4,239,062 円であった。この補填するために、製糸家の中でも負担能力のある者と無い物区別している最中である。蚕糸中央会は、全製糸家の「共同責任」で、不足額を補填する対策を講じているところであり、銀行側には損失は生じない見込みである。④正金単独で取り扱っている強制保管生糸は 47,484 梱、33,012 千円、一俵当たり平均 1,251 円となった。帝蚕会社が担保として提供した預金額は 4,985 千円であり、これを控除すれば一俵当たりの貸出平均は、1,062 円となる。この不足額は、輸出者が積み立てた普通積立金及び特別積立金で埋め合せ、さらに帝蚕会社以外の製糸家や問屋等関係者を連帯責任者にするので、正金に迷惑がかかることはない。

これらの発言に見られるように、製糸家の機会主義的行動による粗悪品の持込みや、昭和恐慌波及に伴う市価下落を要因とする損失発生といった問題が出ている。これらの諸問題の内、前者は検査の厳格化で対応したが、重大なのは後者である。正金は、帝蚕会社や製糸家の負担による損失回避を画策した。しかし、それは結果的に、製糸業全体が壊滅的打撃を受ける中で⁴⁸、実際に効果的な方策なりえなかった。実際、同年 7 月 10 日の重役会では⁴⁹、「一、生糸強制保管貸付及補償貸付ニ関スル成行キ／其後生糸市価益々下落ノタメ組合積立金ヲ多額ニ増額セザレバ適当ナル償還案ヲ案出スルコト困難トナリ銀行ヨリハ至急償還案ヲ立ルベク申渡シ居レルモ目下何カ各方面ニ都合ヨク此償還方法ヲ講ジ得ル様研

⁴⁷ この点は、上記の検討のほか、白鳥圭志「第一次世界大戦期から関東大震災期までの横浜正金銀行」、『地方金融史研究』第 45 号、2014 年 5 月も参照。

⁴⁸ 昭和恐慌期における製糸業の打撃については数多の研究がある。ここでは、取り敢えず、山田舜「昭和初期・体制的危機の一側面」、『商学論集』（福島大学）第 33 巻 4 号、1965 年 3 月のみを挙げておく。

⁴⁹ 以下、特記無き文書と引用は、『重役会備忘録 No.4 昭和六年一月～昭和九年六月』による。

究中ナレバ御含ミアリタシ」とある。ここから昭和恐慌の深刻化による価格下落により適切な償還案を出すことができなくなり、苦悶していることが読み取れる。9月25日の重役会でも頭取から「借主側ニ多少ノ譲歩」させる方向で「何トカ解決ヲ見ルニ至ベシ」程度の見通しが述べられるにとどまった。結局は、10月9日の重役会での報告にあるように、1930年3月19日の政府補償額を3,516円に増額の上で、期限を32年6月30日まで延長するという案で、問題解決を先送りすることになった。

1931年3月26日の重役会では、「補償生糸ノ内第一回分五千余梱処分スルコトナリタルモ市場悪化セルタメ帝蚕会社ヲシテ処分方漸時延引スルコトヲ発表セシムルコトシ米国内市场ヲ視察シ時々必要ナル真相ノ報告をナサシムルタメ帝蚕会社ヨリ紐育駐在ノ派遣員ヲハ派スルコトトシ本日出発シタリ」との報告もあり、補償生糸の処分が延期された。5月21日の重役会でも市況のさらなる悪化のために、補償生糸の処分が、再度、延期された。その結果、累積した生糸は20万梱にも達し、「何等カノ方法ニヨリ糸価ニ影響セザル方法ニテ処分スルコト官民講究中」とあるとの報告がなされた。このような状況が転換するのは、32年4月26日の重役会であった。そこでは、「補償及共同保管生糸ハ滞貨一掃ノタメ全部一括旭シルク株式会社ニ売却決定其条件方法等承認ノ件」が決定された。この売却により「補償貸」は45,736,946円の、共同保管分は62,204,623円の未回収金が発生した。このうち、銀行負担は4,000千円、政府負担は23,200千円、製糸業者による年賦支払が35,000千円であった。特に、製糸業者の負担が未回収総額の半分以上を占めることに見られるように、製糸業者にリスクを転嫁することで銀行負担分を極小化した。さらに、6月9日の重役会では、本方針は政府による一括買上に変更したことが報告され、正金の損失負担額は、「利息放棄」約15,000千円になった。政府の一括買上により損失負担額が減少したことが分かる。このように、糸価安定補償法により比較的大きな不良債権が発生しかかったが、最終的には政府負担により損失が極小化された。

これ以降、蚕糸関係不良債権は、回収から償却への方針転換が始まる。1933年6月15日の重役会では「日米生糸株式会社ニ対スル本店焼失貸金並不渡輸出為替手形残額金698,453円97を滞貸金ニ振替へ其担保不足額金16,003円52ニ対シテ滞貸準備金ヲ積立ルノ件」、「蚕栄合名会社ニ対スル本店焼失生糸貸金残額金65,626円02償却済債権ニ振替ルノ件」が決議された。これは蚕糸関係以外の不良債権問題のところで論じたことでもあるが、33年以降、正金の不良債権政策は、回収から償却へと明確に転換した。冒頭で示したように、研究史上、正金の「生糸内国金融局面」でのリスク回避の失敗ぶりが強調されている。しかし、それは、糸価安定融資補償法に基づく一時的な現象であった。むしろ、正金は政府系金融機関として蚕糸救済という公的要請に応えつつも、政府や製糸業者にリスクを補償を求める、あるいは転嫁することを通じて、製糸関係の貸出内容の悪化を極小化した。損失の増加は融資姿勢の甘さに原因があるというよりも、昭和恐慌波及による経営環境の急激な悪化が要因であった。その上で、償却可能な範囲内に損失額を抑制した。その際、重要なのは、第一次世界大戦期、特に1920年恐慌来、正金経営陣は監査役会に規律付けを受

けつつ、先行きを警戒しながら慎重な経営を行っていた⁵⁰。この点を踏まえた時、「過程論的」に見れば正金経営陣に、後年、知られるようになった昭和恐慌の深刻さを予見することを求めるのは無理であろう。それゆえ、製糸関係融資についてみると、児玉頭取の融資姿勢の甘さ以上に、損失抑制に対する正金のしたたかさの方が相対的に顕著であったと言わねばならない⁵¹。

(3) 生糸以外の不良資産

金融恐慌期に入っても、商社関係を中心に不良債権の回収・処理問題は継続する⁵²。1927年6月2日の重役会では、久原関係の不動産処分により120万円相当が回収された。12月15日には仲間銀造への貸付金2千ドル、紺野登米吉への貸付金451ドルが償却債権に振替えられた。12月26日には、湯浅綿花への貸付金267千円余り、同じく帝国紡績向け割引手形20千円が償却債権に振替えられた。このほか、28年6月7日の重役会で金融恐慌により経営破綻した近江銀行向け債権178千円余りが損失として処理された。10月18日には和田為商店向け貸出11千円余りが償却処理された。

1929年に入っても資産償却は継続する。6月11日の重役会では、大正製糖17,500千円の償却を決議したほか、6月27日には高田商会118千円余りの償却を決定した。さらに9月5日には一柳産物の滞貸金12千円の償却を決議した。さらに、31年6月12日の重役会では、安部幸兵衛関係の不良債権216千円、澄川久男関係銀1,916両の償却債権への振替えを決議した。このほか、天売堂の担保処分後の不良債権残高263千円にも滞貸金準備充当金を積立てた。7月24日の重役会でも遠藤兄弟商会への貸出金残高40千円余り、および小立章への貸出金残高164千円余り、内外化学物産1千円余り、日本毛糸割引手形残高85千円余りに滞貸準備積立金が設定された。さらに、勝野悦造1千円余り、長田三保への割引手形残高350円、関梅吉への割引手形残高1千円余り、オット・ランフトへの為替前貸金残高1,190千ペソを償却済債権に振替えた。31年6月18日の重役会では、別所幸吉への貸付金30千円余り、○作良次（○は解読不能）への貸付金残高13千円を償却済み債権に振替えた。12月29日の重役会では、小野辰貿易会社への貸付金32千円余り、相田商店への貸付金残高11千円が償却済み債権に振替えられた。このほか、宇野製粉所への貸付金70千円に滞貸金への振替えが実施された。

1932年に入り、2月18日には、T.Kandoへの貸付金残高582ドルの担保不足額に対して、2,262ドルの滞貸金が積立てられた。6月23日には、Gehinnull D.D.Brosへの買入利付為替手形残額12千円余りなど3件、14千円余りが償却済み債権に振替えられた。このほか、三国茂三郎への貸付金88千円への滞貸金への振替えと準備金設定、宝成紡織への貸

⁵⁰ 白鳥「第一次世界大戦期から関東大震災期までの横浜正金銀行」。

⁵¹ 以上の議論は、金融恐慌・昭和恐慌期の「生糸内国金融」に対する融資姿勢の甘さを論じた、石井「横浜本店・神戸支店の生糸金融」、241頁以下の評価とは異なる。

⁵² 以下、特記無き史料等は『重役会記録 NO.2 大正十四年～昭和三年十月』による。

出金 5,500 両、義大大洋行、立川和一への貸出金残額 31,275 両、石田豊重に対する割引手形残高 3 千円余り、Sreerel lohaurria に対する 39.59 ルビー、関三平への貸出金 1,425 ドルが償却済債権に振替えられた。その後も、9 月 22 日内外化学物産に対する債権 1 千円余りを債権放棄した。12 月 15 日の重役会でも、山田駒吉商店 509 千円余り、阿部商店 3,358 千円余り、中田喜八郎取立利付為替手形 152 千円余り、郡山合同銀行 4 千円余り、濱田周洞 1 千円余り、朝岡健 3 千円、金剛商会 186 千円、笠井商会 104 千円、別所幸吉 1 千円、義成洋行銀 3736 両、臼井忠三銀 13227 ドル、秋田商会 3 千円余り、岡本恒次郎 210 千円、伊丹安太郎 42 千円余り、海老名文雄 54 ポンド、岡田与吉 1 千円余り、lotiscus Reality Corporation 4 千円余り、R.Fukushima ほか 12 名 16 千円、松本松太郎約 2 千円、〇〇〇 50 千円、〇〇〇 9 千円、S.Matsui 5 千円余り、Y.M.Miyamoto 25 千円、S.Kakihara & T.Tomishige 6 百円、蘇路漸路両股有限証券銀 804 ドルが償却済債権に振替えられた。これらに加えて、12 月 29 日の重役会でも松本梅三郎 298 円、国際水産 150 米ドル、泉寛吾・岡本清 1,112 米ドル、羅府日米社 814 米ドル、内村義一 147 米ドル、山崎一心ほか三名 300 米ドル、Suu Sea Food Product の担保不足分 4 千米ドルが償却済債権に振替えられた。

1933 年には、2 月 16 日の重役会で、長崎支店尾崎関係損失金 26 千円、喜多又蔵 23 千円の所有不動産の債権執行取得物件への組入れが決議された。さらに、6 月 15 日には焼失生糸関係になるが（焼失生糸関係）、日米生糸関係 698 千円、伊藤合名 82 千円、糸鶴商店 34 千円（以下、生糸関係外）、数野賢吉 39 千円の償却済債権への振替え、丸日商会五十嵐八重雄 26 千円の滞貸金への振替えと償却準備金の積立て、天栄合名会社焼失生糸 65 千円の償却済債権への振替え、三共商会 7 千円余りの滞貸金への振替えと準備金積立て、合資会社古鍛冶商店 2 千円余りの滞貸金への振替えと準備金積立て、浅川竹治 2 千円余りの滞貸金への振替えと準備金積立て、合資会社丸十絹業商会 8 千円の滞貸金への振替えと準備金積立て、W.P.Gibson 2 千円余りの償却済債権への振替え、中村松太郎 2 千円余りの償却済債権への振替え、佐藤正孝 32 千円の償却済債権への振替えが決議された。6 月 29 日にも、中央貿易への貸付金等 38,899 米ドル、国際水産 51,635 米ドル、東西屋 35,000 米ドル、A.Uysymer ほか 13 名への貸付金中、12,237 米ドル、中興〇〇公司滞貸金銀 11,256 両、Zehal Surgh への貸出金 125 ポンド、泉寛吉ほか 2 名に対する貸付金残額 1,462 米ドル、藤本安三郎ほか 5 名に対する貸出残高 4 千米ドル、木本富助に対する貸出残高 1,630 米ドル、川寄雪太郎向け貸出金 500 米ドル、吉本文治に対する貸出金 700 米ドル、小島伊三郎ほか 6 名に対する貸付金 2,500 米ドル、中川新太郎ほか 4 名に対する貸出金 3,742 米ドル Standard buttery Box に対する貸出残高 950 米ドル、溝上繁男に対する貸出残高 76 米ドル、新世界新聞社に対する貸出残高 799 米ドル、I.Kanda 他 37 名に対する貸出中 23,058 米ドルの償却済債権への振替えが決議された。

その後、1933 年 12 月 21 日の重役会で吉川久七の割引き手形残高中の担保不足額 187 千円余り、桑田商会の担保不足額 264 千円余り、友信洋行に対する貸出金残高 109 千円余り、張豈への貸付残額金 10 千円余り、岡本喜代松への貸付残高 5 千円余り、松尾八百蔵に対す

る貸出金銀 12 千円余り、村田保之に対する貸出残高 16 千円余り、亀井喜一 25 千円余り、清喜洋行当座貸越残高銀 15 千両余り、盛昌洋行に対する貸出金銀 5 千両余り、岡本恒次郎向け貸出金 10 千円、Banque Italians Uruguay 関係仮払金 61 千円を償却済債権に振替えることが決議された。

このように 1933 年は不良債権償却案件が多かった。しかし、34 年になると激減する。同年 6 月 20 日の重役会では、湧川合名会社への貸付金残高 214 千円余り、木村商店に対する貸付金 7 千円余り、金剛商会向け割引手形残高 2 千円余りを滞貸金に振替え、償却準備金を積み立てることのほか、波多江商会向け割引手形中、担保不足額 68 千ドル、陰山商会向け割引手形額 9 千ドル余りと貸付金中の担保不足額 7 千ドル余り、東西屋商店への貸付金残高 16 千ドル余り、佐藤商会への貸付金残高銀 19 千両余りの償却債権への振替えが決議された。このほか、河東田経清 2 千円余り、秋葉万治 9 千円余り、東洋モスリン 42 銭円余り、三国茂三郎 68 千円余りの回収見込みがないために準備金による償却も決議された。関連して、表 1 を見ると、33 年末から 34 年末にかけて、滞貸金額は一定であるものの、貸付金が激減している。これは滞貸金とまでは見做されなかった不良債権を処理した結果であろう。その金額であるが、同表により貸付金が 33 年末と同額と仮定すると、34 年末は 31 百万円、35 年末は 5 百万円と推定される。その合計額 36 百万円に滞貸金 3 百万円を加えた額が、33 年末の貸付金、割引手形、滞貸金、当座貸の合計額 299 百万円に占める比率は 13.0%であった。ここでの処理により貸出金額が減少した結果、正金が滞貸金と見做したものの比率は、0.9%～1.01%程度から 1.08%程度にまで上昇した。それでも、深刻な状況とは到底言えない。なお、償却原資であるが、減資がないのはもちろんのこと、積立金も減少していない。表示はしなかったが、当期純利益も配当金も大きく減少していない。それゆえ、前述した生糸関係の政府による損失補填や担保処分、取引先重役の個人資産の処分で処理したと見られる。ここに正金の貸出リスク回避姿勢の強さが見出せる。

以上の不良債権処理の推移から、そのピークは 1933 年であり、以後、不良債権問題はそれほど大きな問題としては認識されなくなった⁵³。これも金融恐慌以前からの監査役会からの経営陣に対する規律付けも含む、健全経営姿勢によるところが大きいと考えられる。

おわりに

昭和金融恐慌は、ニューヨーク、ロンドン両市場のほか、上海市場でも邦銀の信用力低下をもたらした。特に、十五銀行、近江銀行といった大銀行の破綻が伝えられると、邦銀に対する信用度の低下はより一層進展した。このような中で、横浜正金銀行は、上記の各市場で救済機関としての役割を発揮することが求められた。しかし、正金の活動だけで邦銀の信用力低下が改善されたとは言えない。つまり、高橋是清蔵相の大がかりな救済が伝

⁵³ 1935 年 9 月 10 日の監査役会での児玉頭取の説明によれば、不良債権（全く元利金の返済がないもの）額は、10 万円ほどと推定されていた（『監査役要録 昭和十年下～昭和十一年上+二、二、六事件』合綴史料による）。

えられて、初めて邦銀は信用力低下から脱却できた。加藤俊彦氏の見解では言及がないが、正金の救済能力の限界とともに、高橋蔵相の救済策の海外市場での邦銀信用力の回復への大きさをまずは指摘すべきである。正金の救済機関としての意義は、高橋蔵相の救済策が打ち出されるまで、邦銀海外支店の資金繰りを何とか繋いだ点に求められるべきであろう。

次に商社向け救済の評価についてである。金融恐慌、昭和恐慌の時期にも監査役会からの経営規律付けは継続していた。このような中で、正金経営陣は、大口取引先である日本綿花を除けば、それ以外の商社には積極的に救済措置を取ったとは言えない。むしろ、重役個人保証や担保の設定の強化を通じて、貸出リスクを各商社や重役個人に転嫁する姿勢を示していた。この意味で、山口和雄氏による正金の商社救済に対する高い評価は過大であると言わざるを得ない。その次は、石井寛治氏による「生糸内国金融」面でのリスク回避失敗説である。この時期の正金もまた、監査役会からの規律付けを受けつつ、損失を製糸業界や個別業者に転嫁する姿勢を追求し続けた。それにもかかわらず、損失が発生した原因は、昭和恐慌の波及による経営環境の急変にあった。特に「過程論的」に見た場合、昭和恐慌が、後年に認識されたような深刻さを予見することは、同時代の正金の経営者には至難であったのではあるまいか⁵⁴。実際、前述のように、児玉頭取は監査役会での質疑応答の中で、昭和恐慌波及に伴う環境激変と生糸価格の急落は予想し難かったことを説明している。むしろ、第一次世界大戦期から関東大震災期にかけての経営方針を継承して、監査役会から規律付けを受けつつ慎重な経営をしており、正金経営陣の行動に規律の弛緩や楽観性を見出すのは困難である。この点を踏まえた時、正金経営者の融資姿勢の弛緩を強調する見解には同意できない。本稿では、商社金融も含めて、政府による糸価損失補償法に基づく損失補填とも相俟って、正金経営陣の損失回避姿勢の強さが、同行の不良債権処理が昭和恐慌期の比較的早い段階で終わった重要要因であることを強調したい。

金解禁期における資金流失の問題については、日本銀行との政策協調が正金を支えた重要要因として指摘しておく必要がある。その際、正金は、国内に過剰資金を抱える一方で、他方では海外店舗が資金不足という状態であり、後者で前者を補う経営政策を採っていた。こうした中で、為替レートが安定しないと損失発生リスクが生じる。ここに正金が金解禁を熱望して、積極的に日本銀行との政策協調に応じた理由があった。さらに、金輸出再禁止後になり、国内からの資本流失が激化する中で、資本逃避法・外国為替管理法など資本移動制限に関わる法規制が整備されたが、正金は商工省・大蔵省と連携して資本移動のスクリーニング機関化した。これにより海外への資本逃避を極小化し、国内での低金利政策、積極財政を背景とする国内景気の活況に基づく国内での資金需要を支えた。同時に資本逃避法に基づく資本移動規制の枠組みは、邦銀他行に対する正金の優越的地位を

⁵⁴ 石井「横浜本店・神戸支店の生糸金融」、共同保管生糸での「製糸家・売込問屋・帝国蚕糸」の連帯責任による彼等へのリスク転嫁、糸価安定補償法での個別製糸家へのリスク転嫁を指摘しているにもかかわらず、児玉頭取の「楽観説」が「失敗」の原因だと論じている。これはあくまで結果論であり、「過程論的」に見た場合、本文に記した評価が妥当ではないか。その点を踏まえた時、石井氏の立論には疑問を禁じ得ない。

与えた。正金も、この規制の枠組みに積極的に乗って海外資金を充実させ、証券投資など邦銀他行にはなし得ない経営戦略をとった。平氏は、海外店舗との貿易資金の循環を検討する中で、高橋財政から馬場財政への転換期に「実需の輸入爆発」が正金の経営の在り方に変容を迫ったことを論じた⁵⁵。それは重要な指摘である。それに加えて、ここでは正金が、資本逃避法の枠組みを積極的に利用する戦略を採ったことと共に、大蔵・商工両省による資金需給調整のための資本移動のスクリーニング機関となり、資本の海外逃避の極小化により国内産業資金需給を支えたという意味で、国内産業資金需要面での「実需」の「爆発」の影響で経営の在り方が変容したことを付け加えたい。さらに、以上の諸点は、「統制売」の分析に特化した、山崎広明氏の見解では十分に捉えられていない。それゆえ、特に強調しておく。

このような変化を前提に、周知のとおり、正金は、戦時体制が強まる中で、外為統制機関としての役割を次第に強化していく。このような変化の中で、経営管理体制がどのように変化したのか、経営陣が先行きをどのように認識して、経営行動を採っていったのかを明確にする必要があると思われる。これらの諸点の検討は今後の課題である。

⁵⁵ 平「横浜正金銀行の貿易金融」、841頁。

表1 主要勘定の推移 (単位:百万円)																
年末	資本・負債									資産						滞貸金 比率
	資本金	滞貸 準備 金	その他積 立金	諸預 金	当座 借	借用 金	再割 引手 形	売為 替手 形	その他と も合計	貸付 金	割引 手形	滞貸 金	当座 貸	買為 替手 形	その他と も合計	
1927	100	4	96	505	17	145	153	32	1,236	105	123	4	40	350	1,236	1.49%
28	100	4	102	491	16	187	145	24	1,236	106	112	4	42	398	1,236	1.54%
29	100	3	108	644	8	104	170	15	1,308	100	157	3	41	379	1,308	1.01%
30	100	3	113	651	2	186	103	30	1,253	105	183	3	50	271	1,253	0.89%
31	100	3	115	544	1	356	76	18	1,296	116	179	3	65	319	1,296	0.83%
32	100	3	117	640	9	284	176	22	1,474	118	162	3	58	337	1,474	0.89%
33	100	3	120	554	4	328	256	17	1,537	119	122	3	55	320	1,537	1.01%
34	100	3	123	548	5	285	326	20	1,544	88	133	3	58	383	1,544	1.08%
35	100	3	126	619	7	242	392	26	1,659	83	118	3	?	468	1,659	n.a.
36	100	3	130	551	4	288	281	22	1,538	105	115	3	65	485	1,538	1.05%
出所:『横浜正金銀行貸借対照表』より作成。単位未満切捨て。																
注1) その他積立金は、積立金と特別積立金の合計額。																
2) 当座貸?は原史料破損により解読不能。																